

かみね 議会だより

214号

令和7年
第2回臨時会(5月)
第2回定例会(6月)

P2~3 こんなことが決まりました(主な議案)

P4 議案賛否表

P8~19 そこが聞きたい(一般質問)



上峰小学校5年生による田植え学習



議会ホームページ

令和7年 第2回臨時会、
第2回定例会で

こんな
ことが

決まりました

第2回臨時会 3議案 可決
第2回定例会 6議案 可決

令和7年第2回臨時会が、5月1日に開催され、3議案を原案どおり可決し、
令和7年第2回定例会を、6月6日から13日の8日間の会期で開催し、6議案を原案どおり可決しました。

上峰町税条例の 一部を改正する条例

賛成 全員

- ・専決処分の承認を求める議案になります。
(上峰町税条例の一部を改正する条例)

上峰町国民健康保険税条例の 一部を改正する条例

賛成 全員

- ・専決処分の承認を求める議案になります。
(上峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

動産の買入れについて

賛成 全員

- ・GIGAスクール構想第2期を見据えた
学習用端末(タブレットPC)更新に係
る共同調達をするものです。

佐賀県市町総合事務組合規約の 変更について

賛成 全員

- ・多久小城医療組合の名称が多久小城医療
事業団に変更されることに伴う事務組合
規約の変更をするものです。

上峰町職員の育児休業等に関する 条例及び上峰町職員の勤務時間、 休暇等に関する条例の一部を改正 する条例

賛成 全員

- ・地方公務員の育児休業等に関する法律の
一部を改正する法律が令和7年10月1日
に施行され、部分休業の取得パターン
の多様化等が適用されることに伴い、上峰
町職員の育児休業等に関する条例を一部
改正する。また、仕事と育児の両立支援
制度の利用に関する職員の意向確認等を
義務付け、職員の子の年齢に応じた柔軟
な働き方を選択できるよう支援するため、
上峰町職員の勤務時間、休暇等に関する
条例を一部改正するものです。

特別職の職員で非常勤のものの報酬 及び費用弁償に関する条例の一 部を改正する条例

賛成 全員

- ・特別職の非常勤職員の報酬および費用弁
償に関する条例の一部を改正するもので
す。

主なものを
紹介します

令和7年度 一般会計補正予算（第2号） 616万円

コミュニティ助成事業 補助金

170万円

自主防災組織へ地域の防災活動に直接必要な設備等に係る補助を行うものです。

法人化促進補助金

446万円

農業者団体に法人化を促進するための補助金となります。

主なものを
紹介します

令和7年度 一般会計補正予算（第3号） 1億2,761万円

まちづくり実行委員会 補助金

205万円

まちづくり実行委員会が実施される各種イベントに伴う補助金となります。

県営外記ため池整備 事業負担金

362万円

外記のため池整備に伴う予算となります。

主なものを
紹介します

令和7年度 一般会計補正予算（第4号） 11万7千円

選挙事務従事者報酬

11万7千円

参議院選挙に伴う事務従事者への報酬であり、財源は国からの委託金となります。



令和7年 第2回臨時会・第2回定例会 議案賛否表

〈賛 否 表〉

○は賛成 ×は反対

議案番号	件 名	採決結果	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
			蔵戸新	石橋信	江崎文男	鈴木千春	大川徹也	原直弘	吉田豊	吉富隆	寺崎太彦	大川隆城

第2回臨時会

20	専決処分の承認を求めることについて (上峰町税条例の一部を改正する条例)	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
21	専決処分の承認を求めることについて (上峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
22	令和7年度上峰町一般会計補正予算(第2号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-

第2回定例会

23	上峰町職員の育児休業等に関する条例及び上峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
24	令和7年度上峰町一般会計補正予算(第3号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
25	動産の買入れについて	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
26	佐賀県市町総合事務組合規約の変更について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
27	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
28	令和7年度上峰町一般会計補正予算(第4号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-

※議長は賛否の意思表示をすることはできません。採決の結果、可否同数のときは議長が裁決権を行使します。(過半数議決の場合)

請 願

紹介議員 大川 徹也

中学校部活動遠征等移動費の補助について

承認
全員

○請願事項

- 遠征にかかる移動費の補助を、町の予算からご支援いただきたい。
- 安全な移動手段として、バス会社を利用した場合の費用の一部を補助いただきたい。

○請願者

上峰中学校 サッカ一部保護者代表 松本絵美

○付託

令和6年度第4回定例会において総務厚生常任委員会に付託

○審査報告

令和6年12月6日、第4回定例会において本委員会に付託された請願第1号について12月23日、1月15日、1月27日、2月4日、3月21日及び3月27日に委員会を開催した結果、下記のとおり決定したので報告する。

記

- 件 名 請願第1号 中学校部活動遠征等移動費の補助について
- 審査結果 採択すべきもの
- 主な意見 遠征に係る移動費に対する補助を行うこと。
なお、サッカー部活動に限らず、中学校全部の部活動を対象とした移動費に対する補助を行うこと。

以上

○採決

全員賛成で承認されました。

国に対し 意見書を提出

少人数学級・教職員定数の改善、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書(案)

賛全
成員

今、学校現場では、小・中・高を合わせると41万人を超える不登校の子どもの数（23年度）が文科省調査で明らかになっている。とりわけ小・中学校では11年連続で増加し、過去最多となっている。貧困・いじめ・教職員の未配置など解決すべき課題が山積しており、長時間労働の実態も改善されず、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。また、現在の学習指導要領は、教育課程の時数と内容が過多（教育課程の過積載）になっており、子どもや教職員に過大な負担がかかる、いわゆる「カリキュラム・オーバーロード」の状態である。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、学習内容の精選、教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。

2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられ、今年度完了となった。今後は、中学校・高等学校での早期実施と、きめ細かい教育活動をすすめるために、特別支援学級の学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要である。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠である。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

記

1. 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる学級編制標準の引き下げについて検討すること。
2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、教職員の業務に見合った、教職員定数改善を推進すること。
3. 子どもたちのゆたかな学びを保障するため、「教育課程の過積載」の早期改善のため、学習指導要領の内容の精選等を行うこと。
4. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を1／2に引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月13日

佐賀県上峰町議会

内閣総理大臣 石破 茂 様
参議院議長 関口 昌一 様
総務大臣 村上誠一郎 様

衆議院議長 額賀福志郎 様
財務大臣 加藤 勝信 様
文部科学大臣 あべ 俊子 様

令和7年度 **補** 正予算 第2号

一般会計

616万3千円増額して、総額102億7,408万4千円となる

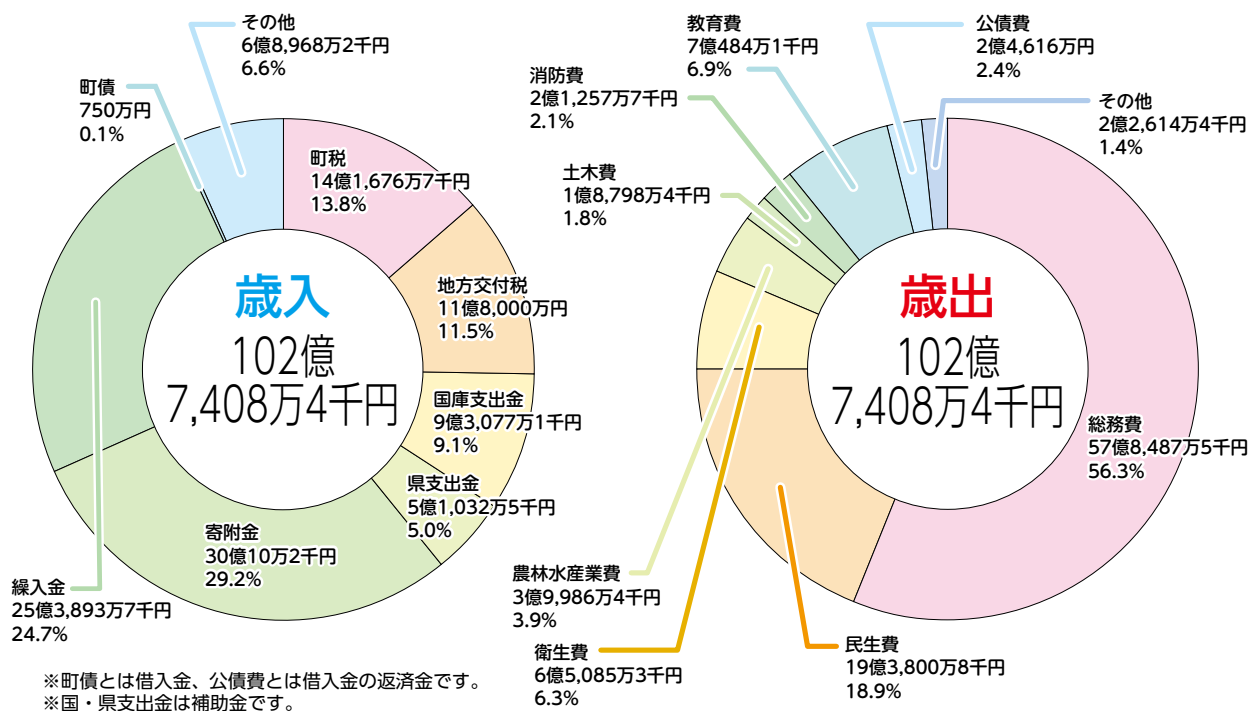
歳入補正予算の主なもの(増額のみ)

◎財政調整基金繰入金	446万3千円
◎コミュニティ助成補助金	170万円

歳出補正予算の主なもの(増額のみ)

◎農業振興費 法人化促進補助金	446万3千円
◎消防費 コミュニティ助成補助金	170万円

本会期までの累計



上峰小学校の児童の方々が傍聴に来られました

令和7年6月11日議案審議(1日目)、上峰小学校6年生の児童の方々が傍聴に来られました。議場に入る際は緊張されていた様子でしたが、議案審議では真剣な表情で傍聴されておられました。後日、議会宛に丁寧な字で書かれた感想文集をいただき、議長・副議長をはじめ各議員も拝見させていただきました。



是非とも、またの傍聴をお待ちしております。また、上峰町議会では町民の皆様の傍聴をお待ちしております。本誌20頁にも記載しておりますが、地域の皆様にも、町政にさらなるご関心とご理解を持っていただければと考えております。

令和7年度 補正予算 第3号 第4号

一般会計

1億2,773万6千円増額して、総額104億182万円となる

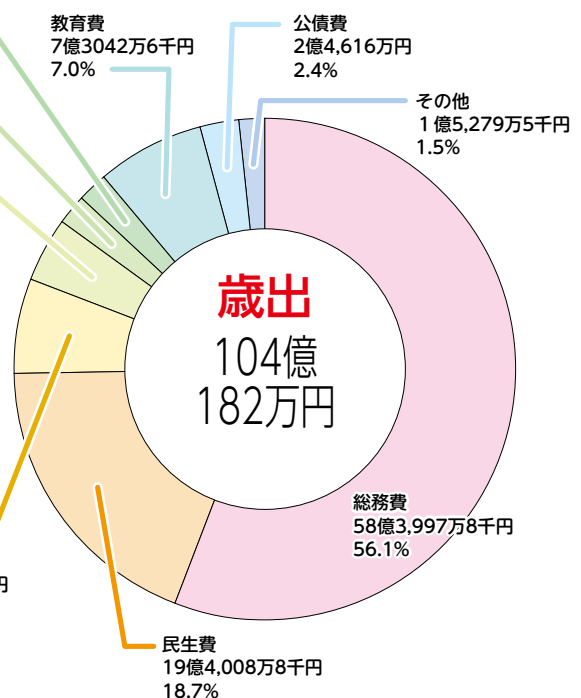
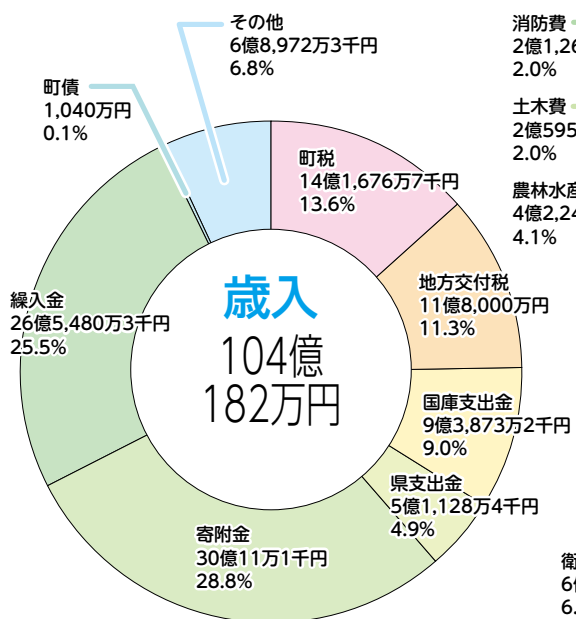
歳入補正予算の主なもの(増額のみ)

◎感染症予防事業等国庫補助金	67万4千円
◎集約都市形成支援事業補助金	146万3千円
◎ふるさと寄附金基金繰入金	3,472万9千円
◎財政調整基金繰入金	8,113万7千円
◎公共事業等債	290万円

歳出補正予算の主なもの(増額のみ)

◎VPN装置設定変更業務委託料	190万1千円
◎鎮西山再整備工事	1,200万円
◎中学校体育館2階入口屋根防水等改修工事	181万5千円
◎米多浮立会場周辺用地購入費	1,872万8千円

本会期までの累計



※町債とは借入金、公債費とは借入金の返済金です。
※国・県支出金は補助金です。

納税証明書 全議員提出

上峰町議会議員政治倫理条例第6条には「議員は、上峰町から賦課されている税の滞納のない証明書を毎年5月31日までに議長に提出しなければならない。」と規定しています。
この規定に基づき、全議員から税の滞納のない証明書が提出されました。

一般質問

そこが聞きたい!!

令和7年度第2回定例会(6月)

6月定例会の一般質問では9名の議員が登壇しました。通告内容は下記の通りです。

質問順番	質問議員	QRコード
1	 吉田 豊 議員	
通告内容 1. 独居老人の遺体処理の取り扱いは ① 遺族不明で引き取り手のない遺体はどう処理するか 2. 5歳児健診について ① 健診の意義と効果について		
質問順番	質問議員	QRコード
2	 石橋 信 議員	
通告内容 1. 地域振興対策について ① 空き家対策取組の進捗状況は (町内調査総合判定D建物) 2. 安全・安心な町づくりについて ① 大字堤地区ため池の管理は ② 三神地区流域 (筑後川期成会) 視察研修を受け町とし今後の取組は ③ 切通川上流右岸側左岸側改修は (県道鳥栖川久保線から上流のブロック未施工箇所)		
質問順番	質問議員	QRコード
3	 寺崎 太彦 議員	
通告内容 1. 不動産相続登記の義務化にともなう町の対応について ① 不動産の相続登記が義務化されたが町としての対応は 2. 健康増進対策について ① P E T 検査費の助成は出来ないのか ② 熱中症対策について 3. 防犯対策について ① 公共施設への防犯カメラの設置の考えは 4. 地域振興対策について ① 地域通貨ミネカを利用出来る店舗の増加対策と、利用者がミネカに現金でチャージする様な活性化策は出来ないのか		

一般質問

質問順番

質問議員

QRコード

4



吉富 隆

議員



通告内容

1. ふるさと納税関連について

- ①昨年度納税額の状況について
- ②過去におきた偽装問題について

2. 中心市街地活性化事業関連について

- ①今後の整備計画について

3. 農業施策関連について

- ①オーガニック農業について

質問順番

質問議員

QRコード

5



蔵戸 新

議員



通告内容

1. 道の駅振興について

- ①お土産品や特産品、地域農産物の加工品開発、魅力的な商品開発やPRなどの戦略コンテンツをどう磨き上げていくのか、町の考えを伺う
- ②地域農産物の販売強化に向けて、地域農産物商品の充実をどのように強化していくのか、町の考えを伺う
- ③地域農産物の生産者の道の駅会員登録促進のため、登録に伴う手数料や年会費等をミネカポイントで還付、もしくはインセンティブを付加してはどうか

2. 道路管理について

- ①切通地区内の町道認定されていない道路について、路面の状態が悪く、高齢者の生活に支障をきたす区間があるが、何らかの改善ができないか。また、当該道路については昨年に区長より要望書が提出されているが、その回答の状況は

3. 子どもの学習支援について

- ①町内でひとり親の子どもを対象とした学習支援を行っている団体があるが、団体が町民センターの施設を使用する場合、公益性の観点から利用料の減免等の支援は可能か

質問順番

質問議員

QRコード

6



江崎 文男

議員



通告内容

1. 町長のパワハラ問題について

- ①公益通報等対応業務の内容は
- ②記者会見で申された第三者委員会による調査及び結果の公表は

2. 道路行政について

- ①町道認定の条件は（道路の敷地と私権の制限等 道路法第4条）
- ②町内道路の維持管理は

3. 社会体育施設について

- ①中央公園グラウンドナイター照明の改修は

4. 地域おこしについて

- ①将棋で地域おこしは

5. 個人番号カードについて

- ①個人番号カードの有効期限と更新は

質問順番	質問議員	QRコード
7	 鈴木 千春 議員	
通告内容		
1. 地域通貨（mineca）の現状と今後の活用について ①現在、地域通貨の使用が可能な店舗数と今年度計画している事業は ②地域通貨の使用状況と失効状況は ③地域通貨アプリ「chiica」の登録状況は ④地域通貨の活用事業としての今後の考えは 2. 中心市街地活性化事業の進捗について ①本事業の進捗と今後のスケジュールは ②道の駅プロジェクトに関する未完成のものについてはまたその完成時期は 3. 農家の所得向上に関する取組みについて ①オーガニックビレッジ宣言後、推進協議会で計画されている今後の計画は		
質問順番	質問議員	QRコード
8	 原 直弘 議員	
通告内容		
1. 町長のパワハラ問題に伴う関連事項について ①内部公益通報及びハラスメント相談に係る外部相談窓口の現状について ②記者会見で表明された「第三者による調査の実施」について 2. ふるさと納税について ①令和7年1月から令和7年5月までの寄附件数及び寄附金額は（確定していない月は、申し込み件数及び申し込み金額） ②中心市街地の開発を手がける合同会社への貸付金の支出状況について 3. 中心市街地活性化事業について ①第三セクター等について地方公共団体が有する財政的リスクの状況に関する調査結果に基づく町財政の悪化懸念について 4. 通学路における安全対策 ①物理的デバイス等の実施状況について ②ゾーン30プラスの取り組み状況について		
質問順番	質問議員	QRコード
9	 大川 徹也 議員	
通告内容		
1. 公益通報窓口の利用状況について ①左記窓口の運用方針は ②左記窓口の利用実績は 2. 武蔵勇平町長のパワーハラスメントに関する第三者委員会の設置について ①するならば、いつ、設置するのか ②するならば、誰が構成員となるのか 3. ふるさと納税返礼品調達費について 左記品の調達に支援金を支給していた事実はあるか管理する町として認識をしているか 4. 中心市街地活性化事業の財政について 財政計画及び財政状況の報告を議会にしない理由は何か 5. 大雨時の出水・内水氾濫対策について ①現時点でできる対策は何を準備しているか ②今後の抜本的な対策を計画的に講じているか		

引き取り手のないご遺体は

お寺と協定し保管

問 独居老人の孤独死が増えているようだが、遺族との連絡が取れない場合、どのように対応するのか。

答 住民課長 墓地・埋葬等に関する法律第9条で「死体の埋葬又は火葬を行う者がいない、又は判明しない時は、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない」とされている。火葬後の遺骨等に関しては、法的に特に定めはなく、自治体の判断に委ねら

れている。町がしかるべき場所に保管することになる。

問 しかるべき場所とは具体的にどのような場所か。

答 住民課長 他の町村では、収骨はしないといった自治体や、地元のお寺と協定を結び保管をお願いしている自治体もある。

問 収骨はしないで火葬した後はどのような処理をするのか。

答 住民課長 他市町の状況で収骨をしない自治体の例では、

火葬後の残骨と一緒に火葬場のほうで処理をしているといった形を取っている。

問 地方自治体はゆりかごから墓場までという言葉がある。収骨しないで火葬場で処理してもらうとは、あまりにも無責任すぎる。町内の寺院と契約をして、大事に遺骨は埋葬すべきである。

答 住民課長 町内の寺院に相談している。ある程度の年数を預かってもらい、後に合葬することで相談はできている。

問 近年の事案として納骨堂に入っている遺族が不明になる事案が増えている。納骨堂の

管理者がやっとの思いで探し当てても付き合えないからといって断られるケースもあり、運営が困難になっている。町内の寺院と話ができていながら無縁仏として役場に相談できるか。

答 住民課長 県知事の許可事業であり、県とも協議することとなる。

5歳児健診の実施を

関係機関と協議し進める

問 前の議会で、このことについて尋ねていた。当時は県内での実施市町はゼロだったが、今年から佐賀市で実施されることになった。上峰町でも早急に実施するよう取り組むべきだと思うが。

答 健康福祉課長 5歳児健診は、子どもが言語理解や社会性を発達させる重要な時期に行うもので、この時期に発育や発達の状況、生活習慣の問題などを早期に発見し、適切な支援を行うことが子どもの健全な成長につながるとされている。子どもたちの特性を早

期に発見し、学童期に向けて切れ目ない適切な支援につなげ、就学に向けたフォローアップ体制の構築が必要と考える。今後、町内の保育施設や関係機関と連携し、5歳児健診実施に向けた体制づくりを行いたい。

要望 早期実施を強く望む。



吉田 豊 議員

近年の事案として納骨堂に入っている遺族が不明になる事案が増えている。納骨堂の



健康福祉課長 5歳児健診は、子どもが言語理解や社会性を発達させる重要な時期に行うもので、この時期に発育や発達の状況、生活習慣の問題などを早期に発見し、適切な支援を行うことが子どもの健全な成長につながるとされている。子どもたちの特性を早





石橋 信 議員

空き家対策取り組みの進捗状況は

相続人調査を実施

問 71名の方が判明して通知をいつ発送し、いつぐらいに回収なのか、また内容や詳細はどのように。

答 住民課長 6月下旬から順次発送を予定している。当該空き家の状況説明と空き家の適正管理をお願いする内容である。

問 文書には期限をきちんとして約束は守ってもらわないといけない。回答しない場合は強制執行になるような厳しい言葉も必要と思うが。

答 住民課長 回答期限内についても文書の中に追加し1〜2ヶ月程度を予定している。

問 上期まで余裕を見て71名全員回収ができたとしたら下期からどのような動きができるのか。

答 住民課長 回答内容によりますが、当該空き家を代表として適正管理をされる場合。また全員が相続放棄をされるようであれば

答 文書には期限をきちんとして約束は守ってもらわないといけない。回答しない場合は強制執行になるような厳しい言葉も必要と思うが。



ば「相続財産清算制度」などを使い、何かしらの申立が裁判所のほうにできるかと考えている。

要望 相続人が一人でもはつきりして、早い処置をしていただくことが理想かと思うが、回答内容が上期中に分かり、次のステップに進んでいけるよう尽力願う。

大字堤地区ため池の管理は

関係者と協議をしながら検討

問 ため池は農業用水として使っているため池が殆んど。北部地区にはクリークなどがないので上流からためた水を下流に流し各水田に水を送る大事な役割である。近い将来必要ないため池と必要でないため池を町として整備していく必要があると思うが。

答 産業課長 今後ため池を使うかわからないかによっては、廃止等を踏まえた形で地区、もしくは農業水利者等との協議をし、必要なため池と必要でないため池の区別を考えている。

問 税務課に確認する。ため池の分類は町、地域等と層別されているが理由、

根拠は何か。あと未確定のものは今後どのように管理していくのか。

答 税務課長 詳しく資料を持ってきていないので後ほど答弁させていただきます。

問 9月議会でも、通告書にも記載し、議会だよりにも載っている。本日を迎えるにあたって何故準備ができないのか。

答 税務課長 私の準備不足で回答できる資料を準備できなかった。

問 次回にもう一度確認させてもらうが、これから担当子どもたちの将来のために未確定という言葉を残してはいけない。税務課でま

とめている所有者が国、町、地区とか未確定は早急に精査し本当に必要な部分、必要でない部分を整理願う。

答 産業課長 ある程度の道筋は立てる。関連として三神地区流域視察研修を受け、取り組みは。

問 建設課長 内水氾濫対策として有効な取り組みを感じた。視察の狙いを本町に反映できないか。

答 建設課長 建設課、産業課、対策監含め貯水容量を確保できるような施設を見いだし、地域でアイデアを出し考案して取り組んでいこうと思う。

問 建設課長 建設課、産業課、対策監含め貯水容量を確保できるような施設を見いだし、地域でアイデアを出し考案して取り組んでいこうと思う。

答 建設課長 建設課、産業課、対策監含め貯水容量を確保できるような施設を見いだし、地域でアイデアを出し考案して取り組んでいこうと思う。

問 建設課長 建設課、産業課、対策監含め貯水容量を確保できるような施設を見いだし、地域でアイデアを出し考案して取り組んでいこうと思う。

PET検査の助成は

指針に基づき柔軟に対応

問 PET検査費の助成はできないのか。

答 健康福祉課長 がん検診は、健康増進法において国が指針を定めていて、町はこの指針に基づいてがん検診を実施している。

と思う。がん検診の受診率は。

答 健康福祉課長 胃がん検診は、令和5年度が8.2%、令和6年度が7.2%、肺がん検診は、令和5年度16.6%、令和6年度16.9%、大腸がん検診は、令和5年度13.2%、令和6年度15.4%、子宮がん検診は、令和5年度14.6%、令和6年度14.4%。



寺崎 太彦 議員

問 がん検診は5項目しかないの、それ以外はがんの早期発見には至らないのではないのか。

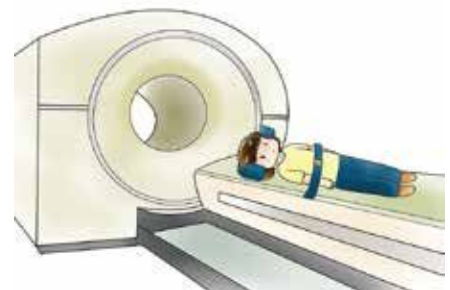
答 健康福祉課長 今後も医学の進歩や国の動向を確認しながら、がん検診も国の指針に基づき柔軟に対応を考えていく。

防犯カメラの設置は

前向きに検討

問 公共施設への防犯カメラの設置の考えは。

答 総務課長 佐賀県の犯罪発生状況等を見ると、増加傾向にあり、犯罪被害の防止は喫緊の課題になっている。犯罪抑止効果、事実確認等に効果的な防犯カメラの設置に関しては単なる防犯対策だけでなく、安心安全な社会生活を維持し、



様々な場面で重要なツールと考える。プライバシーへの配慮も重要で、関係部署と連携し、また補助金等の活用を考え、前向きに検討していきたい。

答 教委事務局長 小・中学校では外部から敷地内への侵入及び生徒の様子を察知するために、2台ずつ設置している。



熱中症対策は

クーリングシエルターを設置

問 町として、熱中症対策はどのように対応しているのか。

答 健康福祉課長 役場、ふるさと学館、町民センター、おたっしや館、道の駅かみみねにクーリングシエルターを設置し皆様に開放している。熱中症予防のための情報提供や啓発活動も積極的に行っている。

答 教委事務局長 小・中学校ではエアコンを完備し、保健室には氷や補水液を常備している。昇降口付近にミストシャワーを設置。小学校体育館は、スポーツクーラーをつける予定である。



昇降口付近のミストシャワー

一般質問



吉富 隆 議員

ふるさと納税額の状況は

令和6年度は18億円

問 ふるさと納税額の状況は。

答 政策課長 令和4年度108億円、令和5年度75億円、令和6年度18億円。

問 納税額が減少した要因は何か。

答 政策課長 いろいろ考え方があろうと思うけれども、トレンド自体が今、物価高騰と米にシフトしている状況。物価高騰という社会的な背景というものも影響していると思っています。



答 町長 告示改正により米のブランド

が明確化され、熟成加工が認められなくなったからである。しかし、調味加工・組立加工などの領域には制限がかかっていないので、町の産地化に向けて努力していきたい。

道の駅の総事業費・建設費は

設置主体・整備主体でないため全容を把握していない

問 道の駅の総事業費建設費はいくらぐらいだったか。

答 政策課長 設置主体でもなく整備主体でもないため全容を把握していない。

問 貸付金として89億円程予算計上しているが、合同会社

が実施していることから我々は知ることができないということか。

答 町長 公民連携事業とは違うので、

総事業費は出しにくく、お伺いしたところで教えていただけません。予算上、貸付金であるが、元来寄附であり、使途が明確に決まれば、議会で債権放棄され、債務免除され

るということである。

問 敷地はこの名義になっているのか。

答 町長 現在は合同会社である。いずれは町に移管していく流れにしていると考えている。

問 文教施設は体育館の中に入れ込むという情報があるが事実か。

答 政策課長 まだ流動的であり、設計

段階で決めていく。

問 現物出資している土地は、最終的には、民から購入するということと間違いないか。

答 政策課長 すべてではないが、一部公有化するものもあると認識いただきたい。

オーガニック農業について

食料統合支援センターをつくり進めていく

問 基本的に何平米ぐらいの土地を予定されているのか。

答 産業課長 まずは町内でオーガニック農業をしてくれる人がどのくらいいるのかの洗い出しが必要である。

問 基本的に何平米ぐらいの土地を予定されているのか。

答 町長 韓国は100%全国無償化と新環境給食でオーガニック給食である。何で進むかという税金で役所が食料統合支援センターをつくり、

そこで直売する。このように学校給食を既存の流通と切り離し直売所から仕入れる。地産地消率を高めていく動きをつ

くっていく。合わせて生産者を増やすということとは重要な課題であるが、まずは、食料統合支援センターをつくってそこに持ってくるものを分類しながら、買い取るということ。所得補償をしつかり徹底しながら町のオーガニック化を徐々に進めていく。



道の駅会員登録促進は

検討が必要

問 地域農産物の生産者の道の駅会員登録促進のため、登録に必要な年会費等をミネカポイントで還付、もしくはインセンティブを付加してはどうか。

答 産業課長 道の駅の生産者向け説明会の資料によると、販売手数料、冷凍・冷蔵庫使用料、バーコード使用料、年会費等の費用が発生すると記載されている。その費用に対する助成等について、町内には同様の直売所が

存在していることを踏まえると、平等性の観点から難しい。

問 では他の直売所も同様の支援を行っているかどうか。

答 産業課長 他の直売所でも道の駅で

もどのような費用がどれくらい発生するのか調査し、町として耐えうる財政負担が可能か検討が必要。

問 道の駅は既にオープンしている。うかうかしては賑わう時期を逸してしまふ。地場産品を作るには産地力を作る

必要があり、その作る人をまず確保しないといけない。そのきっかけづくりにはミネカが使えないか。

答 産業課長 年会費等の助成がされ

ば出品しようと思うハードルを下げる効果があると思う。やはりどれくらいの予算が必要か検討する必要がある。

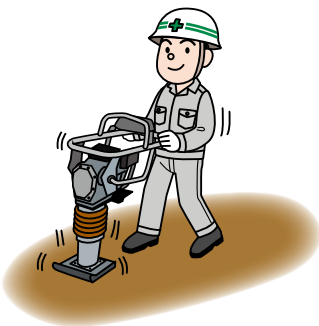
町道認定外の道路管理は

町道と同様に補修を検討

問 切通地区内の町道認定されていない道路について、路面の状態が悪く、生活に支障をきたす区間の改善はできないか。

答 建設課長 当該道路については、所有者である佐賀東部工業用水道管理事務所より、工業用水道事業に問題がある箇所については補修対応するが、住民の一般利用のためには上峰町において維持管理を望むと回答があっている。町とし

ては、生活道路として使用されており、道路が劣化している状況であるので、他の町道補修の要望と同様に、舗装補修を行うことを検討している。



学習支援のための町民センター利用料減免は

利用団体と協議のうえ判断

問 町内で子どもたちの学習支援を行っている団体があるが、公益性の観点から利用料の減免等の支援は可能か。

答 生涯学習課長 町内の文化活動や福祉活動の推進等を目的として、負担軽減が必要と判断される場合に、使用料の一部または全額を減免することを減免規定により可能としている。減免が可能かどうかは、当該団体と協議の上、判断する。

問 当該団体については県内で同様の活動を行っており、無償で貸し出ししている町もあった。近隣の町での対応状況で構わないが、情報収集を願いたい。

答 教育長 近隣の状況を把握しながらより良いものを作っていくことも大事である。近隣の状況を参考にし、支援がどれだけ可能かすぐに調べて検討していく。



町民センター内学習施設



江崎 文男 議員

記者会見による 第三者委員会の設置は

第三者委員会の設置ではない

問 令和6年10月15日
に開催された記者

会見で、町長自ら自分の過去の言動について第三者による調査を実施し、結果を公表するという意向を示されている。この第三者委員会の設置状況とその結果の公表時期について尋ねる。

答 副町長 記者から
の質問に対しこの

ような回答をされた。まず1点目の質疑「第三者機関が何かに調査してもらうとか、考えているか」回答は「先ほど第三者機関というか、公益通報制度の外部化とはその意味である」2点目の質疑「外部から調査する考えはない

と考えている」と回答。したがってこの3点の質疑応答のとおり、公益通報制度の外部化をしながら第三者による調査を

行う必要があると明言している。議員質問の第三者委員会の設置ということではない。

中央公園照明設備の改修は

基本計画の見直しを

問 令和6年度に予算
化した中央公園照

明設備改修基本計画策定業務で策定された計画書の内容と今後の計画は。

答 生涯学習課長 中
央公園多目的広場

夜間照明設備の改修は、昨年度の予算において上峰町中央公園照明設備改修基本計画の策定を行った。受託業者からJIS基準によるレクリエーションとしての軟式野球が可能な照明が確保できる照明設備改修の提案を受



中央公園ナイター設備

公益通報制度の構築は

令和7年4月1日から運用開始

問 町長のパワハラ疑
惑問題に端を發し、

12月定例会にて公益通報等対応業務委託料の予算化をされ、その中身は、内部通報制度及び外部通報制度の構築等となっているが、その内容は。

答 総務課長 公益通
報者保護法第11条

第4項の規定に基づき、公益通報対応の仕組みについて内部規定の作成をし、令和7年3月上旬に公益通報窓口担当部署である総務課職員の研修、3月中旬に公



益通報制度に関する全職員対象の研修を完了した。令和7年3月末に相談窓口の開設、令和7年4月1日から公益通報に係る相談窓口の運用を開始した。

地域通貨アプリの登録状況は

ネット使用可能と分かり登録されている

問

地域通貨事業の開始から4年が経過し、これまで実施してきた事業については、チャージ事業、入学祝い金、長寿祝い金、健康インセンティブ、健診ポイント、ボランティアポイント、省エネ家電買替促進事業など多岐にわたり、地域通貨の使用について、町民の方々も決済されることに慣れている状況であるかと感じてい。一方で、課題として使える店舗数の要望を耳にす

る機会も多く、加えて、地域通貨の中にポイントが付与されているのに有効期限を失念していたや、ポイントが付与されていること自体を知らずに使い切れなかった、そもそもminecaカードを既に廃棄されたなど、課題としては何点かある。現在地域通貨の使用が可能な店舗数と今年度計画している事業は。

答

産業課長 令和7年4月1日時点で使用可能な店舗数は

43店舗。また、今年度は、入学祝い金、健康インセンティブ、ボランティアポイントの事業について計画している。

問

新たに地域通貨が使用可能になった店舗数は。

答

産業課長 昨年度2店舗ほど加盟されている。

問

地域通貨アプリ「chica」の登録状況については。

答

産業課長 令和7年5月時点で、1、447名登録されている。

問

昨年5月末時点で1、099名、大体348名程増えているが、その理由は。

答

産業課長 明確な回答は持っていないが、LINEなどでも通知をしたことにより、ネットで使用できると分かり、

登録したのではないかとという認識をしている。

要望

地域通貨の多くの課題はこの「chica」があれば解決する可能性があると考えている。例えば、残高が幾ら残っていて、使用期限がいつまでなのかを把握できる点。使用可能な店舗が閲覧でき、しかも、地図アプリの現在地から地域通貨の使用可能な店舗が確認できるという点。地域通貨のカードをなくしたり、忘れたりすることが減ることなどがメリットかと思っている。引き続き登録を促すことを積極的に進めていただきたい。

道の駅が情報発信先の1つにならないか

デジタル媒体などを視野に入れ検討

問

道の駅が4月にオープンし、地域住民が多く足を運ばれている印象がある。そこで、情報発信先の1つとして町の広報ができないか。

答

政策課長 情報の在り方にはいろいろなことが考えられる。例えば、別の観点から見れば、あそこはバス停と併せて町内のいわゆる通学福祉バス、こちらのほうも通っており、デマンドタクシーも通っている。そういったところで、交通の結節点でもある。交通案内というのも十分可能なという考え方もあり、現在、紙媒体のものを据置きをさせていただき、

結構飛ぶようになっってしまうと聞いている。私どものほうでも広報媒体などいろいろな印刷はしているものの、ぱっとなくなるような状況に対して、印刷物を豊富に毎月用意しているということでもないの、可能であればデジタル媒体の案内とか、そういったものは今後十分考えられるのではないのかなというふうにも思っている。そういった紙に頼らない媒体も含めたところで、広くご案内できるように、道の駅側といういろいろお話ができればなというふうには思っている。



鈴木 千春 議員



原 直弘 議員

パワハラ疑惑の第三者による調査は

公益通報の外部化を進める

問 町長のパワハラ疑惑についてはこれまでの議会でも取り上げてきた。第三者による調査で町長が認めている暴言や度を超える叱責に至った要因が特定され、再発防止につながるものと考えてるので、第三者による調査を実施するのが尋ねる。

答 町長 まず、外部相談窓口が受け付け、通報者の同意を得て相談から通報に切り替わり、外部窓口から内部担当部署、通常はコンプライア

ンスを担当する部署に通報内容を知るといふ流れになる。内部の公益通報対応委員会が正式に案件を審議、処理、方針を決定する。また、調査の深度、範囲、

是正措置の可否等の決定をし、必要な正措置や再発防止策を決定し、結果を通報者へフィードバックしていく流れになる。

問 私は第三者委員会を提起したわけではなく、部外者による調査が必要だと

思っているが。

答 総務課長 受付をする相談窓口である総務課で判断できない部分も多々あると思う。そのような場合は、受理できるのか、できないのか、調査委員会に諮るといふことになる。

問 では、複数の職員に対する暴言や長時間の叱責を認めたという点について聞きたい。

答 副町長 記者会見で第三者委員会による調査表明は考えておらず、公益通報の外部化を進めると回答しておられる。

問 総務省が実施する調査で、中心市街地の開発を担う合同

問 では、自身の過去の言動について第三者による調査を実施し、結果を公表する意向を示したとあったが、その点について尋ねる。

答 町長 先ほど副町長が答弁したとおりである。

問 では、町長が自身の過去の言動について第三者による調査を実施し、その結果を公表する意向を示したということが本当かどうかを聞きたい。

答 町長 先ほど副町長が答弁したとおりである。

問 総務省が実施する調査で、中心市街地の開発を担う合同

法人となっている。開発で計画されている4施設の内、2施設はまだ着工に至っていない。もし、債務超過が続くことになれば、近い将来、町の財政を圧迫しかねないので、町の見解をお伺いする。

答 町長 総務省にもレクをちゃんと済ませているが、PFI事業同様、L A B V事業もプロジェクトファイナンスを主に建設事業が始まる。寄附金の貸付金部分を強調されているが、停止条件がついており、寄附に変わる。31億円の総額については、そのまま債権放棄がされ、債務免除益が発生すると赤字が大幅に発生してしまうものから寄附金効果の最大化のために、債務免除益を均等10年でぶつけて

いく収支設計を財務面の代表社員が行っていた。町の出資比率が90数%である合同会社。今回の調査で債務超過法人に該当している。将来的な財政悪化という観点から再度回答をいただきたい。

答 政策課長 合同会社の方でも、当然考えておられる。合同会社に拠出を行っている貸付金は、分類上、負債の欄に計上される。ただし、権利の放棄が議決されれば、それが特別利益という形で計上され、赤字と相殺し黒字化することは可能である。

町財政の悪化懸念について 健全化判断比率は毎年数値が好転している

問 総務省が実施する調査で、中心市街地の開発を担う合同

会社の純資産及び財産額はマイナス31億5千万円の債務超過

法人となっている。開発で計画されている4施設の内、2施設はまだ着工に至っていない。もし、債務超過が続くことになれば、近い将来、町の財政を圧迫しかねないので、町の見解をお伺いする。

合同会社の方でも、当然考えておられる。合同会社に拠出を行っている貸付金は、分類上、負債の欄に計上される。ただし、権利の放棄が議決されれば、それが特別利益という形で計上され、赤字と相殺し黒字化することは可能である。

公益通報先は

庁内相談員または庁外相談員

問 公益通報の運用方針は。

答 総務課長 公益通報保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン及び本町の規定等に沿って進めている。内部の職員等からの通報や外部の通報者からの通報に対し、事業を適切に運用することは、内部監査機能の強化や事業所に対する行政の監督機能の強化

ならびに組織の自浄作用の向上に寄与すると考えている。

問 上峰町内部公益通報に関する要綱には、庁内相談員と庁外相談員とある。使い分ける基準は。

答 総務課長 庁内相談員は、総務課長が指名する総務課職員であり、庁外相談員は、町長が選任する弁護士等となっており、通報者がどちらを選択してもよい。

町長のパワハラ疑惑 第三者委員会設置は

設置はない

問 町長のパワハラスメントに関する第三者委員会の設置をするならば、いつか。

答 副町長 当該教育行政幹部の方から、ご本人は昨年の新聞記事に掲載された内容に異議をお持

ちであり、さらにご本人はパワハラに相当することを町長から受けた認識はないと報告されている。つまり、被害者がないということですので。第三者委員会の設置はない。

返礼品調達に支援金を 支給していたか

地方税法37条2項により
自治体は支援できない

問 本年5月、岡山県のとある町へ総務省のふるさと納税の担当課が聞き取り調査に入った。調達費ルールに抵触している可能性があったた

めだ。この町のふるさと納税の指定を取り消すかどうかは、町がどのような意図で、かつ、どのような設定をしていたかを確認後検討すると

の報道だった。この町は、お米60kgの調達費1万1千円の他に、支援金として1万円支給し、合計2万1千円でお米を調達させていた。これがふるさと納税返礼品ルールにある寄付額の30%以内で調達費を賄うというルールに反しているおそれがある。実際には、寄付額の48%になるということだった。

当町において、町は直接ふるさと納税返礼品の扱いは行っておらず、一般社団法人に委託しているが、その一般社団法人の中で、事業者へ支援金を出しているのと伺った。そのことを町として認識しているか。

答 政策課長 当該自治体の件は報道で耳にしている。当該事業例は自治体が直

接支出して問題が顕在化した案件。事情が全く違うので、一律に捉える案件ではない。

問 当町の場合、ふるさと納税事業を委託している事業者がそのような支援金を支給しているということであれば、それは全く法的に問題ないやり方であるという証左、担保を国から取っているか。

答 町長 先ほど、議員が岡山県の事例を言われたのは、自治体（岡山県）が補助金を出してる、あるいは自治体が委託している事業の中の拠出のほうである。まったく質が異なる話である。



大川 徹也 議員

新しい発見！

団体の紹介

「上峰町消防団 第二部」

上峰町消防団第二部は、大字江迎地区を中心に団員20名で活動しています。災害に備えての訓練月1回の車両点検、春と秋の火災予防週間の広報活動、救急救命講習、少数精鋭で団員一同協力して活動しています。



大字江迎地区は、切通川やクリーク等が多数点在しており夏季の大雨時の河川の越水

や低い土地での浸水、道路冠水等が町内でも多く見受けられる地域です。そんなこともあり夏季の大雨対応の水防活動も重要な活動の一つです。

消防団には、年代も職種も異なる人たちで構成されており火災等の災害が発生した時は、団員一同一致団結をし安心安全と町民の生命財産を守るため、日々精進をしております。

町を守るヒーロー消防団に興味や関心がある、そこの貴方や貴女、一緒に私たちと活動してみませんか？一緒に地元のヒーローになりましょう。

問い合わせ 総務課 ☎0952-52-2181



議会だより 広報編集委員会

委員長 鈴木 千春
副委員長 吉田 豊
委員 江崎 文男
委員 石橋 新
委員 蔵戸

梅雨も明け、暑い季節になってまいりました。さて、今年は新たに農業にチャレンジしています。約2千本のトウモロコシを栽培して道の駅への出荷を目指しています。大雨、日照り、害虫、アライグマやカラスなどの鳥獣被害…農業を始めてみて初めてわかる苦悩がありました。しかし、日々成長する作物は植物のパワーをしみじみと実感させてくれます。有害鳥獣に屈するようでは鳥獣対策の専門家として名折れであります。収穫まで気を抜かず、全力で対策に取り組み、「被害対策の見本」を目指します。(蔵戸)

あとがき

議会を傍聴してみませんか

毎回、町民の皆さまに議会を傍聴していただき、ありがとうございます。

次回の定例会の会期は、9月5日(金)から9月19日(金)までを予定しています。一般質問は9月8日(月)及び9日(火)の予定です。

行事への参加

4月～6月

- 4月6日 「道の駅かみみね」オープン 第4回カミフェス開催
- 4月10日 上峰小学校・中学校入学式
- 4月12日 神村学園高等部上峰校舎入学式
- 4月20日 消防団入退団式
- 5月18日 陸上自衛隊目達原駐屯地 創立71周年記念行事